

12月上旬!

子育て応援特別手当(平成21年度版) 申請書を送付します!



● 子育て応援特別手当（平成21年度版）とは？

不況下の子育て世帯を支援するため、平成21年度限りの措置として、子育て応援特別手当が支給されます（国の経済危機対策）。

● 支給の対象となる子ども

生年月日が、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもが対象となります。

⇒前回の子育て応援特別手当（平成20年度版）では、第2子以降の子どもが対象となっていました。今回の平成21年度版手当は、第1子から支給対象となります。

● 支給額および支給先

支給の対象となる「子ども1人あたり3万6千円」を「その子どもと同居している世帯主」に支給します（原則として口座振込により支給）。

● 申請の手続き

平成21年10月1日現在において対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に申請することによって手当を受給することができます。

※申請書受付期間は、申請書受付開始日（平成21年12月11日）から6か月間となっています。

※申請書に本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写しおよび振込口座の通帳の写しを添付し、同封の返信用封筒にて申請していただきます。

◎上記のとおり子育て応援特別手当の申請手続きが必要となりますが、その他確認のための添付書類等をお願いする場合があります。

何かご不明なことがありましたら申請前に下記までお問い合わせください。

● DV（ドメスティックバイオレンス）被害者の方へ

家庭内暴力等の被害を受けておられるDV被害者の方で、支給対象となる子どもと一緒に住民登録地と異なる住所地にお住まいの場合、実際の居住地へ住民登録を変更することにより、手当を受給することができます（支援措置として住民基本台帳の閲覧等を制限できます）。

☆どうしても住民登録できないDV被害者の方については、子育て応援特別手当（平成21年度版）の事前申請を受け付けます。詳しくは下記までお問い合わせください。

※国の政策により変更になることがあります。

問い合わせ先 役場子ども課 ☎ 286 - 3111（内線262）

☆電話によるお問い合わせの際は「子育て応援特別手当のこと」とお申し出ください。